

# 熊本県立天草高等学校倉岳校生徒心得

令和4年2月15日改訂

令和4年4月 1日施行

熊本県立天草高等学校倉岳校 生徒指導部

本校生徒は本校教育の本旨を体得して本校生徒綱領に則り、心身の健全な発達に努めるとともに、教師・先輩の指導を受け、校友親しみ合い・助け合い、自主的精神を養い、健康の増進・学業の進歩・校風の振興に努め、学校の名誉を重んじ、校則に遵守しなければならない。

## 第1章 総 則

- 第1条 時間を守ることは社会生活を営む上で最も基本的な事柄であり、信頼関係を築く上でも重要とされる。校内における始業時間等あらゆる時間は厳守することに努める。
- 第2条 教師・年長者に対する態度や交友同士の態度は常に礼儀を失わず、あいさつは自分から先に真心をこめておこなう心掛けが必要である。
- 第3条 校舎の美しさは生徒の心の光を現すものという。常に校舎内外を清潔にし、明るい健康な環境を作るよう心掛けること。割り当ての掃除区域は責任を持って成し遂げる。
- 第4条 我々が平常話す言葉は自然とその人の教養の程度を表すものである。相手に不快感や反発の念を起ささないように愛情のこもった言葉で話すこと。
- 第5条 同性・異性を問わず友達関係は保護者に紹介してその指導を仰ぐことが望ましい。特に男女間の交際は公明正大であり、礼節があり、清純であり、責任の自覚がなければならない。学校内外を問わず、二人だけの交際は慎むべきである。
- 第6条 学校の施設・設備・器具等を愛護し、壊したり、傷つけたり、落書きしたりしない。教師の許可を受けた校具は、使用后教師に報告し、所定の場所に返納すること。
- 第7条 自転車・二輪車・普通自動車については、細則を別（交通規定）に定める。

## 第2章 通 学

- 第8条 通学は交通徳を守り、徒歩・自転車・原付バイク（条件有）・公共交通機関等を利用する。
- 第9条 船通学を希望する者は、原則として定期船を利用すること。貸切船等を利用する場合は、学校に申し出ること。
- 第10条 登校に関しては次の項目を守ること。
- (1) 遅くとも始業5分前までには登校すること。
  - (2) 学校への出入りは決められた門を通り、みだりに他から出入りしないように注意する。登校後は、下校時まで無断で校外に出てはならない。ただし何らかの事情がある場合には、担任に申し出て許可を得て外出すること。帰校後は、速やかに担任に報告すること。
  - (3) 自転車通学希望者は、許可条件に従い願い出て許可を受けること。整備不良車及びT Sマーク、防犯登録未加入者は許可しない。
  - (4) 原付バイクによる通学は、条件を満たす者が、所定の許可願を提出し、審議の結果、特に許可された者のみ許可証を交付する。ただし校内では下車し、所定の場所に駐車する。細則については別（交通規定及び原動機付き自転車免許取得規定）に定める。
- 第11条 下校時刻は午後7時とし、放課後特に用事のない者は速やかに帰宅すること。
- 2 状況に応じて、御所浦方面の部活動加入者に限り、練習時間を考慮して部活動船を準備することがある。

### 第3章 服装

第12条 服装は常に端正、清楚にして生徒としての品格を保ち、人に不快感を与えないようにする。

第13条 服装は次のように規定し、購入及び補正は生徒指導部に届ける。

#### (1) A服

冬・・・学校指定黒色の学ラン制服上下、AKマーク入りカッターシャツとする。

学ランカラーに校章カシメバッジ、学ラン裾裏、ズボン左前に校章の刺繍。

夏・・・学校指定黒色ズボン、AKマーク入り開襟シャツとする。ズボン左前に校章の刺繍。

#### (2) B服

冬・・・学校指定ネイビーのジャケット、ジャンパースカート、AKマーク入りブラウスにワインレッドのパットタイを着用する。

ジャケット花襟に校章カシメバッジ、ジャケット裾裏、スカート裾裏に校章の刺繍。

夏・・・学校指定セーラー襟オーバーブラウス、プリーツスカート、ネクタイとする。

ブラウス左胸ポケットにAKマーク、スカート裾裏に校章の刺繍。

第14条 休日等の外出時の服装は自由であるが、学校行事及び学校教育の延長として行動する場合は制服とする。

第15条 極寒期は制服の上に防寒着（色が華美でないもの）を着用してよい。ただし、原則として校内での着用は認めない。病気等の場合は担任及び授業担当者の許可を得て着用すること。また、制服の下に他の衣類を着用する場合は「防寒具規定」で定める。

第16条 靴下の色は白・黒・紺とする。ただし、女子生徒がストッキングやタイツを着用するときは黒色とする。式典に出席する場合は、原則白色の靴下（踝までの靴下は認めない）とする。

第17条 手袋やマフラー（ネックウォーマー）等の防寒具は登下校時のみ着用を認めるが、校内での着用は禁止する。

第18条 登下校に使用する靴は、華美でない運動靴や革靴とする。ハイカットシューズや登山靴等通学に適さない靴は認めない。ただし、怪我等で靴が履けない場合、学校の許可を得た履物を通学に使用することができる。

### 第4章 頭髪

第19条 頭髪は常に清潔に保持し、学生らしい状態を保ち、華美にならないようにすること。

第20条 頭髪は次のように規定する。（細則を服装頭髪基準で定める）

#### (1) 男子頭髪

① 作為的な髪型にならないようにする。

② 前髪は眉にかからないようにする。

③ 横部は耳にかからないようにする。

④ もみあげは耳の中程までとする。

⑤ 後頭部（襟足）は襟にかからないようにする。

#### (2) 女子頭髪

① 前髪は目にかからないようにする。目にかかる場合はピン（華美でない色）で留める。

② 横部及び後部は肩にかからないこと。肩にかかる場合は横に髪の毛を残さないようにゴム（華美でない色）で結ぶこと。

第21条 パーマ、セット、カール、染色、脱色などは禁止する。地毛が黒色以外の場合は事前に担任に連絡すること。縮毛矯正等について相談があった場合は、学年及び生徒指導部職員で審議する。

## 第5章 装飾品等

第22条 生徒は学習の場としての学校に相応しい品位と身なりを保つことに努めること。人に不快を与え、雰囲気乱すような華美で高価な装飾品を身に付けることは高校生としての本分に反する事である。

第23条 装飾品（ピアス、イヤリング、指輪、ネックレス、ブレスレット、アンクレット、ミサンガ等）の着用は禁止する。

第24条 マニキュア、ペディキュア、化粧類の使用は禁止する。

第25条 ヘアースプレー、制汗剤、香水等、香りを発するものは使用を禁止する。

第26条 眉を過度に剃ったり、抜いたりする行為やまつ毛エクステ等を禁止する。

## 第6章 携帯電話・スマートフォン等

第27条 携帯電話・スマートフォン等の購入についてはSNS等を利用した犯罪や事件、高額な利用料金の問題などについて家庭で十分検討すること。また、フィルタリングを必ず活用すること。

第28条 携帯電話・スマートフォン等を校内に持ち込む場合は、保護者と相談し、以下の注意事項を厳守しなければならない。

（1）校内での携帯電話・スマートフォン等の使用は放課後に決められた場所に限り、保護者への連絡のみ使用を認める。

（2）登校時、正門に入る前に電源を切り、バッグに入れて校内では触らない。

（3）携帯電話・スマートフォン等の貸借はしない。必要な場合は校内の公衆電話を利用すること。

第29条 校舎内（放課後の保護者への連絡のみ）において利用する場合は、周囲への影響を考慮して、迷惑にならないように使用すること。

第30条 携帯電話・スマートフォン等の利用において、次のような行為があった場合は学校の指導に従うこと。

（1）校内で着信音が鳴るなどの行為があった時。

（2）校内で通話やメールの確認や返信等の利用があった時。

（3）校内で充電などの行為があった時。

（4）出会い系サイト等の利用があった時。

（5）高額な利用があり、保護者からの相談等があった時。

（6）その他、悪質な利用や自転車運転中、歩行中の利用などの非常識な利用があった時。

第31条 考査中の利用は、カンニング行為と見なし特別指導の対象となる。

## 第7章 校外生活

第32条 校外においては天草高等学校倉岳校の生徒としての自覚を忘れず、礼儀正しく、節度ある行動をとること。

第33条 外出の際は常に身分証明書を携帯すること。警察などの指導を受けた場合は速やかに身分証明書を提示して、素直に指導に従い、後日必ず担任に連絡すること。

第34条 外出の際は、家の人に行き先・用件・同行者・帰宅時間を告げること。門限は午後9時とし、夜間の外出は特別な用でない限り避けること。

第35条 外泊は保護者の許可を得た上、学校の許可を必要とする。

第36条 夜間の興行物観覧は、学校が許可したもの以外は禁止する。昼間は特に禁止したもの以外は自由観覧。

第37条 酒類を提供する飲食店の出入りは禁止する。

## 第8章 その他

第38条 次の事項は厳に禁止する。

- (1) 飲酒、喫煙及び有害薬品の使用
- (2) 金銭の濫費、強要、貸借、募集、商店への掛買い及び物品の入質
- (3) 風紀をみだすような文書、物品の携帯及び風紀上問題がある場所への出入り
- (4) 理由のいかんを問わず暴力行為、威嚇行為及びその準備行為
- (5) 興行の前売り券その他これに類するもの及びその他諸物件の売買
- (6) 他人のものの無断使用や悪質な悪戯
- (7) その他あらゆる不正行為

第39条 次の事項はすべて学校へ願いを出し許可を必要とする。

- (1) 校内外を問わず、あらゆる集団への参加及び諸団体への加入
- (2) 宣伝、掲示、ポスター、印刷物などの貼付
- (3) 校内放送
- (4) 校内での外来者との面会
- (5) 下校時刻後及び休業日の校内施設への出入り及び体育用具その他校内施設用具の使用
- (6) 旅行・登山・ピクニック・ハイキング・サイクリング・アルバイト・クラス会・同窓会等諸会合、夜間外出・外泊等
- (7) 単車等の免許取得（細則については別に定める）
- (8) クラブの遠征及び諸大会への参加
- (9) その他必要な事項（学校生活内での外出、各種通学許可、アルバイト等）
- (10) 異装

第40条 次の事項は学校への届け出を必要とする。

- (1) 欠席・欠課・早退・遅刻等
- (2) 誓約書・その他学校への提出書類（現住所・保証人・保護者等）の記入事項の変更
- (3) その他必要な事項（来院証明書等）

以上の事項は、生徒生活心得である。本校生徒は、知性のある高校生としてよい校風の醸成に努め、健康の増進と学力の向上に留意し、毎日の生活は計画をたて、目標を定め、充実した生活をするよう心がけ、所期の目的を達成するよう努力すること。本校生徒として校則を守れなかった場合は、反省をうながすため適当な指導処置を行う。